

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
に基づく研究機関に対する平成 27 年度履行状況調査の結果について
（案）

1. 調査の目的等

- 厚生労働科学研究費補助金の管理・監査等については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 26 年 3 月 31 日付科発 0331 第 3 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「ガイドライン」という。）により、研究機関及び配分機関が講じるべき事項を定め、遵守を求めている。
- ガイドライン第 7 節において、厚生労働省が履行状況調査を実施し、研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することが求められていることから、第 92 回科学技術部会（平成 27 年 10 月 16 日）において平成 27 年度履行状況調査の実施方針等を定めたところ。
- 今般、同調査結果について報告を行うとともに、調査の結果、体制整備・運用に未履行があると判断された研究機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置を講ずることとする。

2. 調査対象・内容等

（1）調査対象

実施方針^{*}に基づき選定された 9 機関（別紙 1）。なお、対象機関の選定に当たっては、事前に文部科学省等と調整し、対象機関が重複しないよう配慮した。

※平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金の配分を受けた研究機関のうち、1 又は 2 に該当する研究機関。

1. 平成 26 年度の配分実績に基づく、配分金額の上位 5 機関（5 機関）
2. 厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人（4 機関）

（注）2 の厚生労働省が所管する施設等機関等については、3 年間で 1 周期として、厚生労働省が所管する全ての施設等機関等の調査を実施する予定。

（2）調査内容

ガイドラインに基づき、研究機関が遵守すべき項目について、調査対象機関の実施状況を調査した。また、併せて、調査対象機関以外の研究機関における体制整備に資するため、対象機関における「不正防止のための実効性ある取組事例」の収集も行った。

○調査事項（例）※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

(3) 調査体制・方法

ガイドラインに基づく体制整備・運用状況について、各機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」を実施した。

また、「書面調査」の結果、ガイドラインが求める体制整備・運用に未履行事項がある 4 機関を対象に「面接調査」を実施し、今後の改善方針・時期の聴取や具体的な取組事例の提示などの助言を行うことで、各機関における取組の改善を促した。

3. 調査経過

平成 27 年 10 月 16 日	科学技術部会	実施方針の審議・決定
11 月 30 日		調査対象機関が調査報告書等を提出(書面調査)
12 月～		面接調査
平成 28 年 2 月 29 日	科学技術部会	調査結果の報告・対応方針の決定

4. 調査結果

- 書面調査の結果、調査対象となった9機関のうち、5機関^{※1}においては、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備され、所要の対策が着実に履行されていた。

※1 東京医科歯科大学、岐阜大学、九州大学、熊本大学、近畿大学

- 一方で、4機関^{※2}においては、ガイドライン要請事項のうち、①不正な取引に関与した業者への処分方針の策定及び周知②不正に係る調査の体制・手続等の規程の整備③業者に対する誓約書の徴収等において、未履行である事項が見られた。

※2 国立障害者リハビリテーションセンター、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

- この結果を踏まえ、未履行事項を有する4機関に対しては、面接調査を実施し、平成27年度内を期限とする改善計画の策定を指示した。なお、改善計画の内容及び履行期限については、既に厚生労働省において確認を行っている。
- また、本調査により収集した「不正防止のための実効性ある取組事例」に関しては、①実効性あるコンプライアンス教育の実施、①業者との癒着を防ぐオープンなスペースでの打合せを行う取組、②調達データの分析に基づく特定の業者との関係に注力した監査の実施、③納品後の物品の現物確認の実施、④業者の帳簿との突合の実施など、研究機関の規模や特性（大学、施設等機関）に応じ実効性のある取組が見られた。
- 各研究機関の調査結果については、別紙2のとおり。

5. 今後の取組

- 未履行事項を有する4機関については、ガイドラインに基づき、これらの事項を改善事項とし、その履行期限を1年（平成29年2月28日）とする管理条件を付与するとともに、原則平成27年度内の体制整備を求める。
- 厚生労働省においては、当該履行計画の進捗状況を継続的にフォローしていくとともに、平成28年度にも履行状況調査を実施し、当該機関をフォローアップ調査の対象機関とすることで、管理条件の履行状況について最終的な確認を行う。
- 平成28年度履行状況調査においては、フォローアップ調査とともに、残りの厚生労働省が所管する施設等機関等に対する調査を実施し、公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況について継続的な確認を行う。

平成 27 年度履行状況調査対象機関一覧

No.	機関名
○国立大学	
1	東京医科歯科大学
2	岐阜大学
3	九州大学
4	熊本大学
○私立大学	
5	近畿大学
○厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人	
6	国立障害者リハビリテーションセンター
7	国立社会保障・人口問題研究所
8	国立感染症研究所
9	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

平成27年度履行状況調査結果一覧

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
東京医科歯科大学	<p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3) 関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 ○ e-ラーニングについては、受講期限を設け未受講者に対し、受講催事務担当が受講を促すなど、不正防止計画・推進部署を中心に各部局のコンプライアンス推進責任者・コンプライアンス推進副責任者・各部局の事務部門と連携し、受講状況を把握している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 ○ ガイドライン上必須とされている事項以外の対策として、構成員と業者の癒着を防止するため、オープンなスペースで打合せを行っている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 ○ 毎年度、対象研究課題を抽出し、物品等の現物確認を行っている。確認内容は、主に、物品の実在性と、管理状況（物品管理ラベルの貼付状況等）である。 <抽出方法> ・ 書面監査を行った課題数の概ね10%以上の数の研究課題を抽出している。 ・ 課題ごとの予算執行状況（収支簿）の分析、書面監査（各執行書類の検証）による事項検出に基づき、リスク課題を抽出している（年度末執行事例、特定業者発注事例、汎用物品購入事例、人件費疑義事例など）。当該課題について、現物確認を実施している。</p>	特になし。

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
岐阜大学	<p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3) 関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 ○ 理解度が低い受講者に対する方策として、理解度調査表を提出した後に解説付の回答を配布しており、解説書により再認識させている。理解度の把握結果は、公正研究推進室において検討し、不正使用防止計画に反映させ、構成員にフィードバックする。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ コンプライアンス教育を受け、趣旨を理解したことも盛り込んでいる。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】 ○ 原則、すべての取引業者から誓約書の提出を求めている。</p> <p>【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 ○ 賄賂、談合及び本学職員と癒着が生じないようにすることも誓約書等に盛り込んでいる。</p> <p>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 ○ 事務職員による検収後、発注者が納品書に受領印を押すことにより、業者による物品の持ち帰りを防止しているほか、所得価格の10万円以上かつ対応年数1年以上の物品について、管理台帳を作成し、管理番号を記載したシールを添付している。また、取得金額を問わず、換金性の高い物品について、現物確認を行うことにより持ち帰り防止策を講じている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 ○ 監査室は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、以下のリスクアプローチ監査を実施している。また、抜き打ち監査も実施している。 ・ 物品等（備品、消耗品、役務）の実査 ・ 雇用者及び出張者へのヒアリング ・ 取引業者の帳簿との突合</p>	<p>特になし。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
九州大学	<p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3) 関係者の意識向上 【競争的資金の運営・管理に関わる全構成員に提出を求める誓約書等】 ○ 以下の事項を盛り込んでいる。 ・研究費は国民の税金等を原資としており、その使用には社会的な説明責任が生じることを認識し、適正かつ効率的に使用すること。 ・当該研究費の配分機関が定める使用ルールを遵守すること。 ・研究費の不正使用に関して、本学において調査（本学を退職した以降に行われるものを含む。）が行われる際には、当該調査に協力すること。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】 ○ 不適切な取引の事例を具体的に記述（預け金、取引事実と異なる書類の提出など）し、絶対にこれに関与しないことを誓約させている。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に抵触する行為に関与しないことも併せて明確に記述している。</p> <p>【物品・役務の発注業務について】 ○ 研究者と業者との癒着を防止するため、不自然な発注がないかモニターすることについて、通知及び研究費使用ハンドブックで周知している。また、内部監査においては、調達データ等の分析に基づくリスクアプローチ監査を実施しており、平成27年度科学研究費助成事業等内部監査では、同一業者から同一品目（消耗品）を3回以上購入している契約について業者の帳簿と突合や、本学との契約件数が上位の取引業者を抽出し、契約代金の未払いがないか確認を行った。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 ○ 特別監査課題（監査課題の1割程度）については、研究代表者へのヒアリングにより当該研究課題の執行状況（業者の選定理由、購入物品の用途、出張の概要・目的、交通手段、出張費用の他機関支給の有無、非常勤雇用者の管理状況等）について事実関係を厳密に確認している。また、研究費の使用に関する理解度を確認し、研究費の誤使用を防止するとともに、コンプライアンスの意識向上を図っている。更に、平成27年度科学研究費助成事業等内部監査では、26年度において本学との契約件数が上位の取引業者を抽出し、契約代金の未払いがないかアンケート調査を行った。</p>	<p>特になし。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
熊本大学	<p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3) 関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 ①研究不正行為及び不正使用の具体例をあげ、研究倫理や研究活動及び研究費使用等に係る法令遵守の重要性を再確認する研修 ②ガイドラインの教職員への浸透度、認識状況を把握するとともに、どのような行為が不正行為にあたるのかを周知・啓蒙し、コンプライアンス教育の啓発を目的とするアンケート内容 ③コンプライアンスの正しい理解と意識向上 ④研究不正の定義、各分野における研究不正事例の紹介、研究不正を行った時の処分等措置の内容、予期しない研究不正を防ぐための対応、熊本大学における不正行為防止等に係る取組及び体制整備の状況等の研修</p> <p><未受講者に対する方策> 説明会、研修会の状況を動画配信することによりいつでも視聴できるようにしている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の発注業務について】 ○ 研究者が作成した競争的資金等の計画書、交付申請書等に予算の執行状況を分析し、執行状況が遅い場合は早期執行を促している。また契約量、契約金額が多い物件及び役務については、一般競争入札又は複数の業者から見積書の徴取による随意契約によって単価契約又は役務業務の包括契約等の締結を行い、研究者による特定の業者への発注が集中しない方策を実施している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
近畿大学	<p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3) 関係者の意識向上 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 研究費が税金で賄われていることを認識するという、科研費執行責任者の場合は、間接経費を大学に譲渡することを盛り込んでいる。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 ○ 本学職員のみならず外部委託による検収体制で中立性を確保し、監査時に一部の研究者・業者へのヒアリングを実施している。また、場合により監査室職員が抜き打ちで研究現場（研究実験室等）へ赴き、購入物品等の使用状況を確認するなど牽制している。</p> <p>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 ○ ガイドライン上例示されている事項以外にも、多量の消耗品などが検収・納品された案件を無作為で学術研究支援部（検収拠点）から監査室へ情報提供を行い、後日、監査室職員が抜き打ちで研究実験室（納品物使用現場）へ赴き、使用状況を現認したりヒアリングしたりしている。また、用品・機器備品については、棚卸確認を業務委託契約により外注するなどの措置を講じている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 ○ 前会計年度に研究費にて購入した単価5万円以上の物品（用品・機器備品）及び単価3千円以上の図書全てを抽出。また、消耗品の中で、特に換金性の高い物品（PC、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器）について、過年度に購入した物品の存在及び使用状況を確認する。これらの確認は、全て教員へ事前連絡することなく、監査当日に教員の研究室等を直接訪問する。 ○ 収支簿チェック等の中で、特定業者への発注・納品が多い課題の業者を抽出し、業者の帳簿との突合を行っている。 ○ 文部科学省の管理・監査のガイドライン（実施基準）及び本学での研究費の執行ルール等を正しく認識しているか確認するという観点で、全ての所属（学部）の検収担当者や関係事務局へのヒアリングを実施。また、研究者に対しても同様の趣旨でのヒアリングを実施している。</p>	特になし。

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立障害者リハビリテーションセンター	<p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、機関内の責任体系の明確化、行動規範の策定、告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化等については、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を平成29年2月28日とする管理条件を付与することとする。また、平成28年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （3）関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 ○ 11月初旬に研究倫理に関するe-ラーニングプログラム（CITI Japan）の受講準備を終え、現在、各研究者の受講を進めている。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等に、ガイドライン上必須とされる各事項以外の事項として、コンプライアンス教育の受講状況を確認する欄を設けている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 ○ ガイドライン上必須とされる対策以外に、構成員と業者の癒着を防止する対策として、会計課の積極的な関与のもと、国の会計法を遵守し、競争入札の実施や契約書の取り交わし等を適切に行っている。また国家公務員倫理法について毎年周知している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【内部監査の実施について】 ○ 抽出方法に関しては、厚労科研費については交付金額の多い課題上位6課題（厚労科研費の課題数の2割程度。ただし前年度に監査対象となった研究課題は除く）、科学研究費助成事業については10課題その他の研究費については全採択課題。抽出理由に関しては、金額の大きい課題を重点的にチェックするため。ただし単に金額上位から選択すると、監査対象の抽出に偏りがでる（一つの課題が継続して監査対象となる一方で金額の低い課題は対象となりにくい等）恐れがあることから、前年度に対象とした課題は除くこととした。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 ○ ガイドライン等を踏まえ、機関内の責任体系の明確化を図ること。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （3）関係者の意識向上 【行動規範の策定について】 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定すること。</p> <p>（4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 ○ ガイドライン等を踏まえ、告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化を図ること。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 ○ ガイドライン等を踏まえ、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施を行うこと。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】 ○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】 ○ 業者に提出を求める誓約書等について内容を検討し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めること。</p> <p>【特殊な役務に関する検収について】 ○ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。</p> <p>第5節 情報発信・共有化の推進 ○ 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表すること。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【内部監査部門について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備すること。 <p>【監査手順を示したマニュアルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。 <p>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部監査部門は、ガイドライン第3節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析し、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立社会保 障・人口問 題研究所	<p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、コンプライアンス推進責任者に係る規程の整備、コンプライアンス教育の実施、構成員からの提出を求める誓約書等の整備等については、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を平成29年2月28日とする管理条件を付与することとする。また、平成28年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p>	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】</p> <p>○ 事務部門で発注等を行うなど、研究者と業者の接触を極力減らすように、研究計画委員会等において、発注のあり方、検収方法等について周知しているところである。</p> <p>【物品・役務の発注業務について】</p> <p>○ 執行状況を把握し、特定の業者に発注が集中しないよう見積合わせの段階から特定の業者を排除することがある。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>【コンプライアンス推進責任者について】</p> <p>○ コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備等し、コンプライアンス推進責任者による管理体制を構築すること。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>【コンプライアンス教育の実施について】</p> <p>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施するとともに、受講者の受講状況及び理解度について把握すること。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 誓約書等の内容を検討し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、提出を求めること。</p> <p>【行動規範の策定について】</p> <p>○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定すること。</p> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>○ 不正に係る調査の体制・手続等の規程等の見直しを行い、ガイドラインが求める内容を反映させること。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>○ 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <p>○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
			<p>徹底すること。</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 業者に提出を求める誓約書等について内容を検討し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めること。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</p> <p>○ 内部監査部門は、ガイドライン第3節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析し、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。</p> <p>【リスクアプローチ監査について】</p> <p>○ 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施している。</p> <p>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</p> <p>○ 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。</p>

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立感染症研究所	<p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、業者に対する処分方針の策定・周知、業者に提出を求める誓約書等の整備及び特殊な役務に関する検収については、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を平成29年2月28日とする管理条件を付与することとする。また、平成28年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【懲戒処分について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法等により規定。 <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などを防止するために、研究者及び業者への注意喚起、不正に対する研修等により指導を徹底している。 	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。 <p>【業者に提出を求める誓約書等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業者に提出を求める誓約書等について内容を検討し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めること。 <p>【特殊な役務に関する検収について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	<p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、コンプライアンス教育受講者の受講状況及び理解度の把握、構成員からの提出を求める誓約書等の整備、不正に係る調査の体制・手続等の規程の整備並びに業者に対する処分方針の策定・周知については、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を平成29年2月28日とする管理条件を付与することとする。また、平成28年度調査におけるフォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p>	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【物品・役務の発注業務について】</p> <p>○ 預け金等の不正経理を防ぐため、会計部門の事務担当者による現物確認による検収に加え、各研究部門の担当者についても現物確認の検収を行う事により、研究部門及び会計部門双方で不適切な経理を行わないよう相互チェックを行っている。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】</p> <p>○ コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握すること。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 誓約書等の内容を検討し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、提出を求めること。</p> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>○ 不正に係る調査の体制・手続等の規程等の見直しを行い、告発等の取扱い並びに配分機関への報告及び調査への協力等の内容を反映させること。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に対する処分方針について】</p> <p>○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。</p>